

川越市感染症予防計画（概要版）

1 策定の趣旨

位置付け

感染症の予防のための施策の実施に関する計画であり、国の基本指針及び県が定める予防計画に即して定める
[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条]。

背景

国の基本指針の改正に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生予防及びまん延防止等のため、具体的な目標を定めた予防計画を策定し、平時からの体制確保を図ることが必要となった。

2 計画の内容

○第1 感染症予防の推進の基本的な方向 P2～

- ・事前対応型の感染症対策の体制を構築する。
- ・県の連携協議会を通じて予防計画に基づく取組状況を毎年報告や進捗確認を行うことにより、PDCAサイクルに基づく検証をする。
- ・基本指針及び県予防計画が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、予防計画を変更する。

○第2 感染症の発生の予防及びまん延防止に関する事項 P5～

- ・感染症の発生の予防のために、感染症発生動向調査を中心に感染症の発生の状況及び動向の正確な把握に努める。
- ・感染症のまん延の防止のために、関係機関と連携を図る。

○第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査 P11～

- ・感染症対策の基本となる感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査を行う。

○第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上 P13～

- ・感染症発生初期の段階から検査が円滑に実施されるよう計画的な準備を行う。
- ・保健所における検査体制等を整備、管理する。

【数値目標】

▶保健所の検査の実施能力

- | | | |
|----------|-------------|--------|
| [流行初期] | ・PCR検査の実施能力 | 90件／日 |
| [流行初期以降] | ・PCR検査の実施能力 | 180件／日 |

▶保健所における検査機器の数

- | | | |
|----------|--------------|----|
| [流行初期] | ・リアルタイムPCR装置 | 2台 |
| [流行初期以降] | ・リアルタイムPCR装置 | 3台 |

○第5 感染症の患者の移送のための体制の確保 P15～

- ・感染症の患者の移送について、発生・まん延した感染症の性状を踏まえ、必要に応じて消防機関及び民間事業者等との役割分担を行う。
- ・自宅・宿泊施設から医療機関への移送については、軽症者は保健所又は民間事業者が行い、中等症の患者は、病状や状況に応じて保健所、民間救急事業者又は消防機関が行い、重症者は消防機関又は民間救急事業者が行う。
- ・市は、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について役割分担及び費用負担等を協議し、必要な協定を締結する。

川越市感染症予防計画（概要版）

○第6 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備 P17～

- ・健康観察は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者等への委託や施設同士の連携等を活用しつつ、県と連携しながら体制を確保する。
- ・生活支援は、県と連携し、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。

○第7 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 P18～

- ・保健所職員等を国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に積極的に派遣するとともに、市が感染症に関する講習会等を開催することで研修の充実を図る。

【数値目標】

- ▶保健所職員等が年1回以上受講できるように研修等を実施する。

○第8 保健所の体制の確保 P20～

- ・広域的な感染症のまん延防止のため、感染経路の特定、濃厚接者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の人員体制や設備等を整備する。

【数値目標】

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ▶流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 | 91人／1日 |
| ▶即応可能なIHEAT要員の確保数 | 7人 |

○第9 緊急時における対応 P22～

- ・国又は県が感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要性があると認め行った指示に対し、迅速かつ的確に対処する。

○第10 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 P24～

- ・感染症の予防又はまん延の防止のための措置を行うに当たり、人権を尊重し、患者等への差別や偏見の排除のため、国及び県に準じた施策を講ずる。

○第11 その他の感染症予防のための施策 P26～

- ・病院、診療所、高齢者施設、障害者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。
- ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性対策などを定める。

※広域的な対策に関する以下の3項目については、埼玉県の予防計画に位置付けられている。

- 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 新興感染症発生時における宿泊施設の確保
- 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針